

電子債権記録機関の実務を踏まえた約諾書等の一部改正について

平成25年4月26日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣旨等

平成20年12月1日に施行された電子記録債権法（平成十九年六月二十七日法律第百二号）に基づき、これまでに複数の電子債権記録機関が設立されておりますが¹、一部の電子債権記録機関において、手形交換所の取引停止処分と同様の取引停止処分が設けられています。こうした状況を踏まえ、当取引所では、当取引所が定める信用取引口座設定約諾書及び発行日取引の委託についての約諾書（以下「約諾書等」といいます。）²に規定する「期限の利益の喪失」の要件のひとつである「手形交換所の取引停止処分を受けたとき」に「電子債権記録機関における取引停止処分を受けたとき」を新たに追加することとし、所要の制度改正を行うこととします。

II. 実施時期

平成25年7月16日から実施します。

以 上

¹ 現在、日本電子債権機構株式会社、SMB C電子債権記録株式会社、みずほ電子債権記録株式会社及び株式会社全銀電子債権ネットワークの4社が金融庁による指定を受けています。

² 当取引所は、信用取引及び発行日取引を行おうとする顧客に対して、約諾書等を取引参加者に差し入れるよう規定しており、当該約諾書等は、当取引所が定める様式によるものとしています。